

神奈川県道路占用料等徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）新旧対照表

改正						現行							
別表（第2条、第4条関係）						別表（第2条、第4条関係）							
占用物件		単位	占用料				占用物件		単位	占用料			
			所在地							所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本 1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱	1本 1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	
	第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	
	第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	
	第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	
	第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
	第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
	その他の柱類		220円	170円	150円	140円	その他の柱類		210円	170円	140円	130円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	22円	17円	15円	14円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	17円	14円	13円	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	13円	10円	9円	8円	地下に設ける電線その他の線類	1年	13円	10円	8円	8円	
	路上に設ける変圧器	1個 1年	2,150円	1,700円	1,430円	1,340円	路上に設ける変圧器	1個 1年	2,080円	1,640円	1,370円	1,270円	
地下に設ける変圧器	1平方メートル 1年	1,320円	1,040円	870円	820円	地下に設ける変圧器	1平方メートル 1年	1,270円	1,010円	840円	780円		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個 1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個 1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円		
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,850円	1,460円	1,220円	1,150円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円		

改 正				現 行						
	未満のもの									
	外径が0.7メートル以上	1,320円	1,040円	870円	820円	1,270円	1,010円	840円	780円	
	1メートル未満のもの									
	外径が1メートル以上	2,640円	2,080円	1,750円	1,640円	2,540円	2,010円	1,680円	1,550円	
	2メートル未満のもの									
	外径が2メートル以上のもの	5,270円	4,160円	3,500円	3,280円	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線類									
	地下に設けるもの	13円	10円	9円	8円					
	長さ1メートル以上のもの									
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設									
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円				
	その上空に設けるもの	占用面積	2,200円	1,740円	1,460円	1,360円				
						法第32条第1項第3号に掲げる施設	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円
						占用面積1平方メ				

改 正							現 行							
			ル1 月						ル1 月					
政令 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	看板 (ア 一チ であ るも のを 除く 。)	一時的 に設け るもの	表示 面積 1平 方メ ートル1 月	820円	430円	130円	91円	看板 (ア 一チ であ るも のを 除く 。)	一時的 に設け るもの	表示 面積 1平 方メ ートル1 月	800円	470円	150円	100円
		その他 のもの	表示 面積 1平 方メ ートル1 年	8,200 円	4,310 円	1,330 円	910円	その他 のもの	表示 面積 1平 方メ ートル1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円	
	標識	1本 1年	3,520 円	2,780 円	2,330 円	2,180 円	標識	1本 1年	3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円		
	旗ざ お	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本 1日	82円	43円	13円	9円	旗ざ お	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本 1日	80円	47円	15円	10円
		その他 のもの	1本 1月	820円	430円	130円	91円		その他 のもの	1本 1月	800円	470円	150円	100円
	幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その 面積 1平 方メ ートル1 日	82円	43円	13円	9円	幕（ 政令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 用施 設で ある もの を除 く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その 面積 1平 方メ ートル1 日	80円	47円	15円	10円
		その他 のもの	その 面積 1平 方メ ートル1 月	820円	430円	130円	91円		その他 のもの	その 面積 1平 方メ ートル1 月	800円	470円	150円	100円

改正							現行								
		月								月					
アーチ	車道を横断するもの	1基	8,200円	4,310円	1,330円	910円	アーチ	車道を横断するもの	1基	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円		
	その他	1月	4,100円	2,150円	660円	460円		その他	1月	4,010円	2,360円	750円	520円		
	政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円		政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円		
政令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートル1年	A×0.031				政令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートル1年	A×0.033							
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	1平方メートル1年	820円	430円	130円	91円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	1平方メートル1年	800円	470円	150円	100円				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	440円	350円	290円	270円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	420円	340円	280円	260円				
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		A×0.008	A×0.009	A×0.012	A×0.014	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		A×0.011	A×0.014	A×0.016	A×0.019		
	上空に設けるもの	A×0.017				政令第7条第8号に掲げる施設		上空に設けるもの	A×0.023						
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	A×0.004				政令第7条第8号に掲げる施設		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	A×0.005						
	階数が1のもの	A×0.006				政令第7条第8号に掲げる施設		階数が1のもの	A×0.008						
	階数が2のもの	A×0.007				政令第7条第8号に掲げる施設		階数が2のもの	A×0.01						
階数が3以上のもの					政令第7条第8号に掲げる施設	階数が3以上のもの									

改 正				現 行									
	その他のもの		$A \times 0.025$					その他のもの		$A \times 0.033$			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メートル1年	$\frac{A \times 0.01}{0.01}$	$\frac{A \times 0.012}{0.012}$	$\frac{A \times 0.015}{0.015}$	$\frac{A \times 0.019}{0.019}$	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$\frac{A \times 0.011}{0.011}$	$\frac{A \times 0.014}{0.014}$	$\frac{A \times 0.016}{0.016}$	$\frac{A \times 0.019}{0.019}$	
	その他のもの		$\frac{A \times 0.007}{0.007}$	$\frac{A \times 0.009}{0.009}$	$\frac{A \times 0.011}{0.011}$	$\frac{A \times 0.014}{0.014}$		その他のもの	$\frac{A \times 0.008}{0.008}$	$\frac{A \times 0.01}{0.01}$	$\frac{A \times 0.012}{0.012}$	$\frac{A \times 0.013}{0.013}$	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	1平方メートル1年	$A \times 0.022$				政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	$A \times 0.023$				
	その他のもの		$\frac{A \times 0.007}{0.007}$	$\frac{A \times 0.009}{0.009}$	$\frac{A \times 0.011}{0.011}$	$\frac{A \times 0.014}{0.014}$		その他のもの	$\frac{A \times 0.008}{0.008}$	$\frac{A \times 0.01}{0.01}$	$\frac{A \times 0.012}{0.012}$	$\frac{A \times 0.013}{0.013}$	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1平方メートル1年	$\frac{A \times 0.01}{0.01}$	$\frac{A \times 0.012}{0.012}$	$\frac{A \times 0.015}{0.015}$	$\frac{A \times 0.019}{0.019}$	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.011}{0.011}$	$\frac{A \times 0.014}{0.014}$	$\frac{A \times 0.016}{0.016}$	$\frac{A \times 0.019}{0.019}$	
	上空に設けるもの		$A \times 0.022$					上空に設けるもの	$A \times 0.023$				
	その他のもの	$A \times 0.031$					その他のもの	$A \times 0.033$					
政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.025$				政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.033$					
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	1平方メートル1年	$\frac{A \times 0.01}{0.01}$	$\frac{A \times 0.012}{0.012}$	$\frac{A \times 0.015}{0.015}$	$\frac{A \times 0.019}{0.019}$	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.011}{0.011}$	$\frac{A \times 0.014}{0.014}$	$\frac{A \times 0.016}{0.016}$	$\frac{A \times 0.019}{0.019}$	
	上空に設けるもの		$A \times 0.022$					上空に設けるもの	$A \times 0.023$				
	その他のもの	$A \times 0.031$					その他のもの	$A \times 0.033$					

改 正		現 行
政令第7条第14号 に掲げる施設	$A \times 0.031$	(新規)
備考 1 (略) 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。 (1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市の区域をいう。 (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 3～9 (略)	備考 1 (略) 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。 (1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、 <u>座間市及び綾瀬市</u> の区域をいう。 (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 3～9 (略)	